

議第 1 3 1 号

呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第
2 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示
すように改正する。

改正前	改正後
（生活指導等） 第 1 9 条 略 2 ～ 5 略	（生活指導等） 第 1 9 条 略 2 ～ 5 略 <u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うた め、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごと に個別支援計画を作成しなければならない い。</u>
（生活指導等） 第 2 4 条 更生施設は、入所者の勤労意欲を 助長するとともに、入所者が退所後健全な 社会生活を営むことができるよう入所者 各人の精神及び身体の条件に適合する<u>更 生計画</u>を作成し、これに基づく指導をしな ければならない。 2 前項に定めるもののほか、生活指導等につ いては、第 1 9 条（第 2 項を除く。）の 規定を準用する。 （作業指導） 第 2 5 条 更生施設は、入所者に対し、前条 第 1 項の<u>更生計画</u>に従って、入所者が退所 後自立するのに必要な程度の技能を修得 させなければならない。 2 略	（生活指導等） 第 2 4 条 更生施設は、入所者の勤労意欲を 助長するとともに、入所者が退所後健全な 社会生活を営むことができるよう入所者 各人の精神及び身体の条件に適合する<u>個 別支援計画</u>を作成し、これに基づく指導を しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、生活指導等につ いては、第 1 9 条（第 2 項<u>及び第 6 項</u>を 除く。）の規定を準用する。 （作業指導） 第 2 5 条 更生施設は、入所者に対し、前条 第 1 項の<u>個別支援計画</u>に従って、入所者が 退所後自立するのに必要な程度の技能を 修得させなければならない。 2 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。